

第1回 瑞穂市地域福祉計画策定委員会資料

日時：令和元年12月9日(月) 13:30～
場所：瑞穂市総合センター2階 交流ルーム

地域福祉計画を中心とした福祉関連計画の位置づけ

地域共生社会の実現

- 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
- 「地域共生社会」構築の対象は、その地域の高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々

市町村地域福祉計画 【福祉分野における上位計画】

社会福祉法改正（平成30年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、地域福祉計画を策定するよう努めること。**（努力義務）**
- 【地域福祉の推進に関する事項】
- 高齢者、障害者、児童の福祉、その他の福祉に関する、共通して取り組む事項
- 福祉サービスにおける適切な利用の推進に関する事項
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項（社会福祉法 第107条より）

- 福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられることから、**努力義務規定とはいいながら策定は事実上必須のものとなった。**
- 地域共生社会の視点からも計画を改定し、新規策定は必須。**全自治体における未策定率は、20.7%(361自治体) ※29年4月1日**

地域防災計画

- 地域の力
- 自助、共助、公助の必要性
- 自主防災組織の構築

連携

第2期子ども・子育て支援事業計画 （次世代育成支援行動計画含む）

- 複雑な家族類型ごとにサービス見込み量を算出する。第2期計画においても同様の手法を採用すると考えられるため、自前の策定は非常に困難。
- 弊社では、370市町村の第1期計画を受託。全国の受託自治体の計画進捗状況等を独自に分析し、第2期計画の受託に際して資料を提供する予定。

一体的に策定

子どもの貧困対策に関する整備計画

- 国の大綱に示された10の基本方針に基づいて策定。
- 貧困の定義付けは、国の示す総体的貧困率だけで行うと地域の事情を反映できないため、実態調査での分析が必須となる。貧困は非常にセンシティブな問題であり、実施手法・分析手法、情報漏えい対策には特に配慮とノウハウが必要。
- 弊社では、22市町村、広島県・長野県・岡山県の県下市町村へのアンケート調査、計画策定を受託していることから、実施手法・分析手法等のノウハウ・知見を有している。
- アンケート調査のみを実施し、計画は子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定する予定の自治体が多い。

【補助金・交付金】

- 「子どもの居場所」づくりに対する財政支援
- 地域子供の未来応援交付金
- 交付率3/4 上限300万
- ※実態調査のみ実施する場合も対象とするよう要件を緩和

社協活動計画

- 地域福祉計画と社協活動計画は車の両輪
- 策定された地域福祉計画を実際に推進していくための計画が、社協活動計画

連携

総合戦略

- 子育てしやすいまちづくり
- 安心して結婚、出産、子育てができるまち
- 日本一住みやすいまちづくり

連携

健康増進計画

- 本計画には、「心の健康」が含まれているものが多い。**自殺者の多くが「うつ状態」に陥っている**こともあり、本計画と自殺対策計画を一体的に策定する自治体も多い。
- 本計画の対象は、すべての住民である。健康を維持するためには、幼少期からの正しい基本的生活習慣を身に付けることが非常に重要である。
- このことが将来的に元気な高齢者を増やすことにつながり、結果として要介護者の減少、介護保険料の増加を防ぐことにつながっていくことにもなる。

一体的に策定

地域自殺対策計画

- 厚労省、自殺総合対策推進センターからさまざまなツール提供有詳しくは、弊社最新施策News第一号参照。
- 本計画は、自殺対策基本法改正により、策定は義務づけとなる。**厚労省は、市区町村に対し、30年度に策定するよう要請**
- 自殺対策は、地域・社会づくりであり、保健、医療、福祉、教育、労働と多分野にわたることから、首長自らがリーダーシップをとり、トップダウンにより全庁的に取り組むよう都道府県ごとに実施しているトップセミナーで強調
- ただ、単に計画を策定するのではなく、地域の自殺対策に即した計画、地域を巻き込んだ総合的な計画、検証可能な計画、関連施策と連動させた計画とする。
- 15～39歳までの死因の第一位は「自殺」であり、原因・動機別では、「健康問題」が圧倒的に高いことから、健康増進計画と一体的に策定する予定の自治体も多い。
- 自殺対策計画に基づいて、自殺対策を推進するため国は恒久的に財源を確保**

【補助金・交付金】

- 地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）
- 計画策定実態調査事業
- 交付率2/3 厚生労働大臣が必要と認めた額

連携

介護保険事業計画 高齢者福祉計画

- 「共生型サービス」の創設（介護保険又は障害福祉制度のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする）

障害者・障害（児）福祉計画

- 高齢者（要介護）で障害者、障害児を育てながら、親の介護

地域福祉計画策定の必要性

～ 地域共生社会実現のために ～

地域共生社会の実現

地域包括
ケアシステム
の推進 **範囲拡大
・深化**

「我が事・丸ごと」
地域共生社会実現本部

地域包括ケアシステムの強化の
ための介護保険法等の一部を
改正する法律

2025年を目途に、医
療・介護・予防・住ま
い・生活支援が包括
的に確保される体制
の構築を実現

介護保険法改正(平成24年4月施行)

第5期
計画
H24-26

第6期
計画
H27-29

第7期
計画
H30-R2

R7年を見据えた取組

R7年
(団塊の世代
75歳以上)

改正概要

- I 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能等
 - 2 医療・介護の連携の推進等
 - 3 **地域共生社会の実現に向けた取組**
- II 介護保険制度の持続可能性の確保
 - 4 2割負担者の一部を3割負担に
 - 5 介護納付金への総報酬制の導入

介護保険法改正(平成30年4月施行)

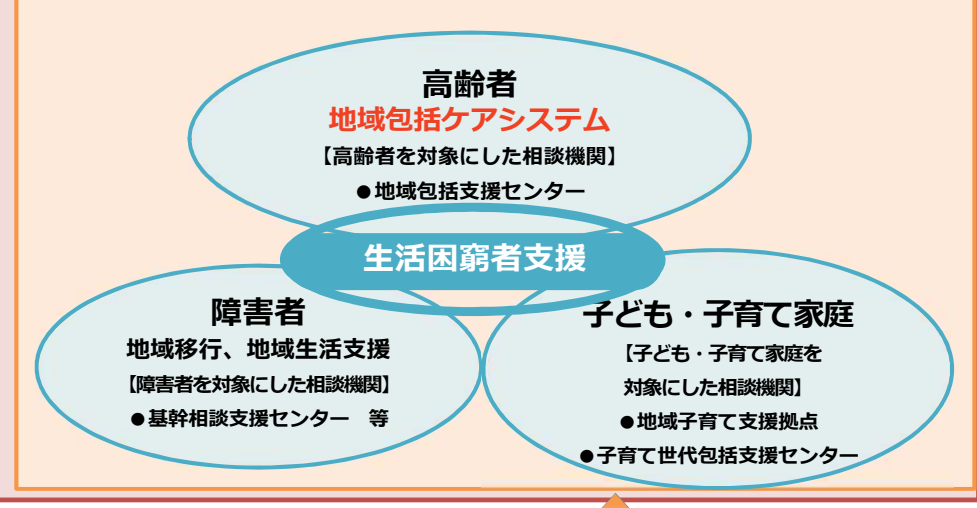
障害者総合支援法改正(平成30年4月施行)

児童福祉法改正(平成30年4月施行)

医療法改正(平成30年4月施行)

社会福祉法改正(平成30年4月施行)

包括的な支援体制の整備に関する事項
 介護・医療の地域包括ケアシステムをモデルとして、各分野に相談支援体制が整備されてきた。
 福祉の各分野で整備されてきた相談支援体制を「包括的に」整備することで、既存のように**分野個別での対応では困難だった課題**を解決。
 =「複合課題」、「制度の狭間」、「自ら相談に行けない」



地域福祉計画に関する事項

- 努力義務化
- 福祉分野の「上位計画」として位置づけ
- 計画記載事項が2項目追加

・福祉分野の共通事項
・包括的な支援体制の整備に関する事項

= 本来であれば、30年度から地域福祉計画スタート

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域福祉計画		策定								
介護保険事業計画			策定			策定				
障害福祉計画			策定			策定				
子ども・子育て支援事業計画				策定				策定		

早期の着手が望ましいとされています。早期着手が難しい場合、直近の計画の見直し時期でも可能ですが、遅くともR2年度まで(改正法施行後3年程度以内)を期限としています。

■新しい地域福祉計画の記載事項～我が事・丸ごとの「地域共生社会」の実現に向けて～

本来、法施行日より記載されるべき事項(遅くともH32まで)

●従来の地域福祉計画(H15年4月施行～)

第1章 計画策定方針

計画策定の趣旨、計画の位置づけ・役割など

- 福祉分野の施策を補完する「総合的な」計画
- 任意計画

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第3章 基本理念

- 地域福祉(共に生き、支え合う社会づくり)の推進

第4章 目標の設定

第5章 施策の展開

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展
- 3 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

第6章 推進体制の整備

- 福祉関係部局における連携体制

●新しい地域福祉計画(H30年4月施行～)

第1章 計画策定方針

計画策定の趣旨、計画の位置づけ・役割など

- 福祉分野の共通事項を定める「上位」計画
- 努力義務計画

第2章 地域福祉を取り巻く現状

- 従来の縦割り制度では解決できない様々な課題(世帯の複合課題、制度の狭間、社会的孤立・排除等)

第3章 基本理念

- 我が事・丸ごとの「地域共生社会」の実現

第4章 目標の設定

- 令和7年(2025年)を見据えた取組

PDCAサイクルを徹底すべき(H29.6～地域力強化検討会)

第5章 施策の展開

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 包括的な支援体制の整備に関する事項
- 3 地域における福祉サービスの適切な利用の促進
- 4 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展
- 5 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

第6章 推進体制の整備

- 部局を超えた協働の仕組みができるような体制

■厚労省が示す記載すべき16項目(例)

※一部抜粋

●高齢、障害、子ども・子育てなど各分野のうち特に重点的に取り組む事項	●生活困窮者の様な分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
●福祉以外の様々な分野(地方創生、防犯防災)との連携	●共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
●地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	●自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
●制度の狭間の問題への対応	●全庁的な体制整備

他福祉計画との一体的策定も可能

■社会福祉法第106条の3第1項各号が示す3項目

- (1)住民が主体的に地域生活課題を把握し解決できる環境の整備等
- (2)「住民に身近な圏域」で地域生活課題を受け止める体制の構築
- (3)市町村における包括的な相談支援体制の構築

■ 厚労省が示す記載すべき16項目(例)

※一部抜粋

● 高齢、障害、子ども・子育てなど各分野のうち特に重点的に取り組む事項

● 生活困窮者の様な分野横断的に関係する相談者に対応できる体制

● 福祉以外の様々な分野(地方創生、防犯防災)との連携

● 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開

● 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

● 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

● 制度の狭間の問題への対応

● 全庁的な体制整備

● 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

● 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、防犯・防災、社会教育等)との連携

● 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

● 居住に問題を抱える者への横断的な支援の在り方